

経営セーフティ共済 ～法律に基づく制度～

企業の経営者が頼れる共済制度を3回シリーズで紹介します。第1回目は「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」です。経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。法律に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

経営セーフティ共済の特徴

1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

※「無利子」ですが共済金の貸付けを受けると、貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

2 掛金の税制優遇が受けられる

掛金月額は5,000円~20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できるので、節税効果があります。

3 解約手当金が受け取れる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が広がる中、影響を受けられた契約者の方のための特例措置が講じられています。詳しくは独立行政法人中小企業基盤整備機構のホームページにてご確認ください。